

火災対応マニュアル



高知県立山田特別支援学校
令和2年4月1日改定

火災発生

火災現場発見→119番通報

火災報知器作動

初期消火不可能と判断（天井まで炎が上がった場合）

初期消火可能

すぐに119番通報

発見者、大声をあげて人を呼びながら
複数で消火にあたる。無理ならば避難

消火栓、水、消火器を用いて
消火し、管理職に連絡する

事務室は報知器動作箇所を全
校放送で知らせ、周辺教員は
消火に向かう

基本の手順

① 近くの火災報知機を作動し（発見者）、まず119番通報をする

（発見者もしくは管理職及び指示を受けた者）

→ 119番通報（火災）の例参照

大声で応援を呼び、消火器や消火栓を使用して消火を試みる

※状況により消火か通報か優先順位を判断

② 緊急放送をする「〇〇で火災発生、火元を避けながら〇〇に避難してください」（管理職）

・火災の際には 校舎の窓を閉める（酸素を入れないため）

③ 誘導班、各授業者は児童生徒の安全な場所に避難誘導させる

・避難完了クラスは直ちに1名本部に無事を報告に行く

・報告者はそのまま搜索班となり、本部の指示に従って搜索し、不明者発見時は本部に報告し救出にあたる。

・本部が行方不明者を確認した場合、救急救命、傷病者搬送班に・指示、救出にあたる。

・誘導班はそのまま児童生徒の安全確保に動く。

自衛防災組織に基づく各班の任務内容

別紙参照

本部 119番通報及び避難を指示する 緊急車両の誘導

消火班 現場到着次第消火にあたる

避難誘導班 児童生徒を運動場、体育館、多目等駐車場など火元から離れた場所に避難誘導する

非常持ち出し班 非常持ち出し品を持ち出す

警備班 防火扉の閉鎖、排煙、その他消防隊等の誘導及び逃げ遅れている避難者の確認などにあたる

点呼報告班 報告後、救護搬送、避難指示等の情報伝達する

救護班 救命、搬送で救護にあたる